

令和8年度 市町村による住宅建設等への支援制度調査票 相双建設事務所管内

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南相馬市	建設部	都市計画課	住宅政策室	0244-24-5253	移住推進住宅支援事業補助金	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/17/1720/17205/1/14960.html	その他	補助金	相双地方で就業又は開業し、市内の民間賃貸住宅に入居した場合に月額1万円の家賃補助を交付。 ※小高区内に居住する場合、月額5千円を加算。	【対象者】 5年以上居住する意思をもって市外から令和8年3月31日までに転入した43歳未満の方 【対象住宅】 市内の民間賃貸住宅
南相馬市	建設部	都市計画課	住宅政策室	0244-24-5253	住宅購入等世帯定住促進事業奨励金	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/17/1720/17205/1/14951.html	住宅新築・取得	補助金	購入する際に上限100万円の奨励金を交付。 ○加算金 旧避難指示区域での住宅取得、転入後5年以内での住宅取得：25万円 空き家を解体し、その敷地に新築した場合：50万円	【対象者】 多世代同居世帯、近居世帯、多子世帯、移住定住世帯 【対象住宅】 購入する新築
南相馬市	建設部	都市計画課	住宅政策室	0244-24-5253	空き家利活用推進事業補助金	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/17/1720/17205/1/14958.html	空き家	補助金	空き家改修のための補助金上限100万円（補助率2/12）を交付。別途5万円以上の家財処分費は最大20万円まで補助。 ○特定区域、多子、新婚、就農、移住 別途上限25万円（補助率1/12）の加算金あり	【対象者】 空き家バンク登録物件の空き家を活用する方 【対象住宅】 空き家
相馬市	建設部	建築課	建築係	0244-37-2178	相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業	https://www.city.somafukushima.jp/shinososhi/kenchikuka/saigainisonaete/995.html	耐震化	その他	市内の木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合に耐震診断者（耐震診断を行う建築士など）を派遣・個人負担 7,500円	・所有者が自ら居住する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅（併用住宅の場合は、住宅の部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの） ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ・過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない木造住宅
相馬市	建設部	建築課	建築係	0244-37-2178	相馬市木造住宅耐震改修支援事業	https://www.city.somafukushima.jp/shinososhi/kenchikuka/saigainisonaete/995.html	耐震化	補助金	安全性が低いと診断された住宅を対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を補助 ○一般耐震改修工事：工事費の80パーセントかつ最大115万円（上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上に改修する工事） ○簡易耐震改修工事：工事費の80パーセントかつ最大69万円（上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に改修する工事） ○部分耐震改修工事：工事費の80パーセントかつ最大69万円（上部構造評点が0.7未満の住宅を部分的な居室の補強または改修する工事） ○現地建替工事：工事費の80パーセントかつ最大115万円（上部構造評点が1.0未満の住宅を解体し、同一敷地内に耐震基準を満たす住宅を新築する工事）	・所有者が自ら居住する専用又は併用住宅（併用住宅の場合は、住宅の部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの）であるもの。ただし、用途が住居以外の独立した物置等は除く ・建築工事の着手が昭和56年5月31日以前で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の既存不適格の戸建て木造住宅 ・平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさない木造住宅 ・補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの
相馬市	建設部	建築課	建築係	0244-37-2178	相馬市ブロック塀等改修助成事業	https://www.city.somafukushima.jp/shinososhi/kenchikuka/10750.html	耐震化	補助金	一般交通の用に供されている道路沿いにある建築基準法に適合しない（既存不適格である）又は、地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等について、所有者（又は管理者）が行う除去・建替等に要する費用の一部を補助 ○工事に要する費用の2/3を補助（限度額は12万5千円）	・法人でない ・市税等の滞納をしていない ・国又は地方公共団体による同様の補助を受けていない
相馬市	建設部	建築課	建築係	0244-37-2178	相馬市屋根耐風改修事業	https://www.city.somafukushima.jp/shinososhi/kenchikuka/9975.html	耐震化	補助金	改修に要する費用の23%または屋根面積（平方メートル）に3万円を乗じた額のいずれか低い額（上限69万円）	・市内に存する建築物 ・瓦屋根が地震等で被災した建築物（罹災証明書が発行されているもの） ・改修後の屋根が国の告示基準（令和4年1月1日施行）に適合するもの ・国又は地方公共団体による同様の補助を受けていないもの
相馬市	建設部	建築課	建築係	0244-37-2178	相馬市空き家仲介手数料補助金	https://www.city.somafukushima.jp/shinososhi/kenchikuka/seikatsu/1/16343.html	空き家	補助金	相馬市空き家バンクに登録された空き家などの売買に要する仲介手数料の一部を補助する。 ・利用登録者＝上限10万円 ・物件登録者＝上限10万円	【対象者】 ・利用登録者（空き家を購入した方） ・仲介手数料を支払った利用登録者であって、登録事業者を介して、所有者等と、登録空き家等の売買契約を締結した方 ・物件登録者（空き家の所有者など） ・物件登録者＝上限10万円 仲介手数料を支払った物件登録者であって、登録事業者を介して、購入者と、売買契約を締結した方
相馬市	建設部	建築課	建築係	0244-37-2178	相馬市空き家改修等対策総合支援事業	https://www.city.somafukushima.jp/shinososhi/kenchikuka/seikatsu/1/16331.html	空き家	補助金	○改修費 ・補助対象経費の1/2を乗じて得た額とし、限度額180万円 （注意）二地域居住者は限度額96万円 ○清掃費 ・限度額36万円 （注意）既空き家居住者は対象外 ○地域活性化加算額 ・1件につき補助額を20万円加算（最大3件60万円まで）	【対象者】 1. 本市に定住する意思のある、県外からの移住者（申請日から2年以内に県外から本市に転入した方を含む） 2. 子育て世帯（申請時において、18歳以下の就労していない子どもがいる世帯） 3. 新婚世帯（申請時において、婚姻の届出を出した日から5年以内で、夫婦のいずれかが39歳以下の世帯） 4. 東日本大震災の避難者・被災者 5. 二地域居住者（県外に生活拠点を持ち、定期的な滞在のため、本市に住居登録を行わずに市内に居所を定めようとする方） 6. 既空き家居住者（申請年度の前年度の4月1日以降に購入または賃借した空き家に自ら居住する方で、1～4に該当する方） 【対象住宅】 市内の一戸建て住宅または併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）に限り、3か月以上居住そのほかの使用がなされていない空き家

※詳細については、各窓口にお問い合わせください。（一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。）

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
相馬市	保健福祉部	高齢福祉課	高齢福祉係	0244-37-2174	高齢者自立支援住宅改修費助成事業	https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhi/koireifukushika/kaigohokenkakari/1/sonota/1126.html	バリアフリー化	補助金	・高齢者が自立生活継続のために、手すりの取付などの小規模住宅改修を行う場合に、工事費の9割（最高18万円）を助成	・要介護、要支援にない60歳以上の在宅高齢者、児童手当所得制限限度額以下の所得
相馬市	保健福祉部	社会福祉課	障がい福祉係	0244-37-2109	日常生活用具付等事業（住宅改修費助成事業）	https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhi/shakaifukushika/shougafukushikakari/3/fukushiyougu/10363.html	バリアフリー化	補助金	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの（新築は対象外、ただし、被災して新築する時についてはこの限りではない） 助成の上限額：20万円（原則1回）	下肢、体幹機能障がい者または難病患者で下肢、体幹機能に障がいのある者で室内の移動が困難であるため、移動等を円滑にするための住宅改修が必要者 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい者単独3級以上の者
相馬市	企画政策部	企画政策課	企画政策係	0244-37-2132	住宅用太陽光発電システム設置補助金	https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhi/kikakuseisaku/kankyogomi_recycle/1/1228.html	省エネルギー化	補助金	住宅用太陽光発電システム設置費用の一部を補助する 【補助額】 ・システム公称最大出力の1kW当たり3万円を乗じた金額 ・上限12万円(4kWまで補助)※千円未満切捨	【対象者】 ・市内に住民票がある方 ・市内に自らが所有し、住民票に記載された住所に存在する住宅にシステムを設置した方。または、システムを設置した住宅を購入し引渡しを受けた方 ・電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を結んだ方 ・市税に滞納のない方 ・過去にこの補助金を受けていない方 【対象システム】 ・住宅用であること ・未使用品であること ・既存の太陽光発電システムの全部または一部を入れ替えしたもの、既存の太陽光発電システムに増設したものではないこと ・太陽電池モジュールの公称最大出力合計又はパワーコンディショナの定格出力合計が10kW未満であるもの ・太陽電池モジュール・架台・パワーコンディショナ・その他付属機器、設置工事に係る費用の合計が太陽電池の公称最大出力1kW当たり税抜50万円以下であるもの
相馬市	企画政策部	企画政策課	企画政策係	0244-37-2132	住宅取得支援事業補助金	https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhi/kikakuseisaku/izyutezyu/14172.html	住宅新築・取得	補助金	市に移住・定住するため、住宅を取得する方に市と県が共同で行う 【補助額】最大180万円 ①市補助 ・70万円(基本額) ・20万円(加算額) ※配偶者がいる場合。または、18歳未満の被扶養者がいる場合 ・10万円(加算額) ※補助対象住宅の建築を市内の事業者が請け負う場合 ・10万円(加算額) ②県補助 ・70万円(基本額) ・20万円(加算額) ※市で定めた年齢や世帯構成の要件を満たした場合 ・10万円(加算額) ※市で定めた地場産業活性化の要件を満たした場合 ・10万円(加算額)	【対象者】 ・自ら居住するために補助対象住宅を所得する40歳未満の方 ・県外から市に移住し住民票を異動される方。または、市において、県外から市に住所を移したと認められる方 ・補助対象住宅に移住後、3年以上定住する方 ・同居者全員を含め、市税などを滞納していない方 ・同居者全員を含め、暴力団員などでない方
相馬市	建設部	下水道課	建設維持係	0244-37-2166	浄化槽設置整備事業	www.city.soma.fukushima.jp/curashi_tetsuzuki/seikatsu/suido/joukasou/1949.html	環境対策	補助金	①設置費補助 5人槽：33万2千円 7人槽：41万4千円 10人槽：54万8千円 ※汚水処理未普及解消に繋がらない場合は補助の対象外となる (例：合併処理浄化槽を使用していた者が再度合併処理浄化槽を設置する場合。事務所等を新築する際に合併処理浄化槽を設置する場合。等) ②撤去費の加算(既存の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を完全に撤去する場合) 単独浄化槽：12万円 汲み取り便槽：9万円 ③配管工事費の加算(既存の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から切替える場合) 上限額：30万円(30万円に満たない場合は、配管工事に要する額を補助) ※増改築が伴う場合は対象外 ④雨水貯留槽設置費補助(単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽に転換する場合) 単独浄化槽：9万円	1. 対象地域 下水道計画予定区域以外と農業集落排水計画予定区域以外の区域が対象です。下水道と農業集落排水の整備予定区域内でも下水道整備が困難な場合は、補助の対象となる場合があります。 2. 対象要件 ・建築家屋が恒常的に使用される住宅用であること(店舗併用住宅は住宅部分が2分の1以上) ・当該年度に合併処理浄化槽を設置し、かつ維持管理する方 ・当該年度に合併処理浄化槽を設置した住宅を購入し、かつ維持管理する方 ・市税を滞納していない方 ・販売目的の住宅でないこと ・集合住宅(アパート、下宿など)でないこと
相馬市	建設部	下水道課	業務係	0244-37-2165	相馬市公共下水道排水設備設置工事資金融資あっせん制度	www.city.soma.fukushima.jp/curashi_tetsuzuki/seikatsu/suido/koukyou/1967.html	環境対策	融資	・くみ取り便所を水洗便所に改造する場合や排水設備の設置工事を行う際にそれに掛かる工事資金を市が取扱金融機関からの融資あっせん和利子補給を行うもの。 ・市の融資あっせん額については排水設備工事1件につき60万円以内(賃貸住宅の場合にあっては1世帯につき60万円以内で240万円が限度) ・ただし工事費が60万円に満たない場合はその工事額とする。	・下水道処理区域内における建築物の所有者又はその所有者の同意を得た占有者であること。 ・市税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料金及び下水道使用料金を滞納していないこと。 ・市の融資あっせん資金の償還能力を有すること。 ・市内に住所を有し、市民税所得割を納付する連帯保証人を有していること。

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
広野町		建設課	都市計画係	0240-27-4161	広野町木造住宅耐震診断者派遣事業	http://www.pref.fukushima.jp/sec/41065b/point.html	耐震化	その他	昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された木造住宅の耐震診断にあたり診断者を派遣。自己負担一律6,000円。	・所有者が自ら居住する住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上であるものに限る）であるもの ・昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組工法等による木造3階建以下の住宅 ・広野町耐震改修促進計画に定める重点区域等にある住宅 ・過去にこの要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
広野町		建設課	都市計画係	0240-27-4161	広野町木造住宅耐震改修支援事業	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/	耐震化	補助金	耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅に対し、耐震改修工事に要する費用を補助	・所有者が自ら居住する住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上であるものに限る）であるもの ・昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建住宅で在来軸組工法、伝統的工法、枠組工法等による木造3階建以下のもの ・平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの。 ・補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。
広野町		建設課	都市計画係	0240-27-4161	広野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金	http://www.town.hirano.fukushima.jp/ijyu/005.html	環境対策	補助金	浄化槽設置に伴う補助限度額 ・5人槽：332,000円 ・6～7人槽：414,000円 ・8～10人槽：548,000円 単独処理浄化槽又は汲取便槽の撤去に要する費用（15万円限度）	・下水道法認可を受けた事業計画に定められた区域外及び農業集落排水事業の事業認可を受けた区域以外の地域において、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し、補助金を交付する。 以下に該当する者に対しては補助金を交付しない。 ・浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届け出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者 ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 ・販売目的で浄化槽付きの住宅を建築する者 ・浄化槽を継続的に使用しない者 ・無登録又は無届出の浄化槽工事者の設置工事により浄化槽を設置した者
広野町		建設課	都市計画係	0240-27-4161	広野町個人住宅改良支援事業補助金	http://www.town.hirano.fukushima.jp/ijyu/005.html	その他	補助金	個人住宅改良工事の金額に100分の10を乗じて得た額（当該乗じて得た額が20万円を超えるときは、20万円）を補助	・町の区域内に住居基本台帳に記載された住所を有する個人 ・個人住宅の所有者本人又はその親族であり、かつ、当該個人住宅に居住している者 ・個人住宅の改良を行う者及びその者と同一の生計を営む者が町税及び町に係る分担金、負担金、使用料等を滞納していないもの ・補助の対象となる住宅は、この要綱又は他の法令等による補助の対象となつたことのない個人住宅とする。 ・補助の対象となる改良工事は、町内施工業者が行う金額が10万円以上の改良工事 ・併用住宅及び併存住宅の改良工事で、当該工事箇所が個人住宅部分だけでなく非個人住宅部分も含む場合は、当該工事箇所に係る個人住宅部分の床面積を当該工事箇所に係る全体の床面積で除して得た値に、当該改良工事の金額を乗じて得た額をもって、補助の対象となる改良工事の金額とする。
広野町		建設課	都市計画係	0240-27-4161	ZEH住宅推進事業補助金	http://www.town.hirano.fukushima.jp/kurasahi/sumai/1001540/1005147.html	省エネルギー化	補助金	町内に自ら居住するZEH住宅を新築、又は建売住宅で購入し所有しようとする個人に対し、55万円を補助	・広野町内に新築する住宅又は新たに購入する建売住宅であること。 ・住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準（UA値）以下であること。 ・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から2.0%以上削減されていること。 ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を導入すること。（売電を行う場合は、余剰買取方式によることとする。） ・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から1.0%以上削減されていること。
広野町		政策企画課	商工観光係	0240-27-1251	広野町移住支援金給付事業における移住支援金	https://www.town.hirano.fukushima.jp/ijyu/005.html	住宅新築・取得	補助金	移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。この場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。	第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当する者のうち移住支援金の交付を申請する者（以下「申請者」という）を対象とする。ただし、世帯の申請の場合にあっては第6号の要件を加えて満たすこととする。 (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。 ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。 (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。 (ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 平成31年4月1日以降に広野町に転入したこと。 (イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。 (ウ) 広野町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。 ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 専ら同等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (ウ) 申請日の属する年度の前年度において、申請者及び同一世帯の者全員が、納付すべき市区町村税等の滞納がないこと。 (エ) その他福島県及び広野町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
広野町		政策企画課	企画振興係	0240-27-1251	広野町住宅等用新エネルギーシステム設置費補助金	https://www.town.hirono.fukushima.jp/kurashi/sumai/1001540/1001833.html	省エネルギー化	補助金	<p>○太陽光発電システム：上限240,000円【60,000円×最大出力数kW（最大4kW）】</p> <p>○太陽熱高度利用システム：上限60,000円【設置費用の1/10】</p> <p>○太陽熱利用温水器システム：上限30,000円【設置費用の1/5】</p> <p>○ペレットストーブ：上限50,000円</p> <p>○蓄電池システム：上限300,000円【60,000円×最大出力数kW（最大5kW）】</p> <p>※1,000円未満切捨</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住する若しくは居住しようとする町内の住宅（店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）若しくは共同住宅にシステムを設置する者又は居住しようとする町内のシステム付き住宅を購入する者。 ※加えて、次に掲げる要件を満たすこと。 ・ 町税を滞納していないこと。 ・ 以前に同一のシステムに対する町の補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。 ・ 太陽光発電システムを設置する場合は、申請年度又は前年度に電力事業者と電力需給契約を締結すること。 <p>【交付要件】</p> <p>補助金の交付はシステムの種類ごとに、1世帯又は1共同住宅設置者につき1回限り。</p>
広野町		政策企画課	企画振興係	0240-27-1251	広野町東ニュータウン住宅用地取得支援事業補助金	https://www.town.hirono.fukushima.jp/kurashi/sumai/1001541/1004039.html	住宅新築・取得	補助金	<p>広野町東ニュータウン住宅用地を居住するために取得した子育て世帯及び若年夫婦世帯に対し、予算の範囲内で用地取得に要する経費の一部を助成します。</p> <p>補助金額3,000,000円</p>	<p>(1) 定住するための住宅用地を取得した子育て世帯又は若年夫婦世帯であること。</p> <p>(2) 取得した住宅用地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第59条第4号に掲げる登記に係る権利の権利者の氏名が世帯員のいずれかであること。</p> <p>(3) 補助対象者及び世帯員全員が、町税等を滞納していないこと。</p> <p>(4) 補助対象者及び世帯員全員が、広野町暴力団排除条例（平成26年広野町条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。</p> <p>(5) 世帯員が、以前にこの要綱に基づく補助を受けていないこと。</p> <p>(6) 申請する住宅用地が、以前にこの要綱に基づく補助を受けていないこと。</p> <p>(7) 帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域である区域又は当該区域であった区域に、平成23年3月11日時点で居住していないこと。</p>
楡葉町		建設課	建築住宅係	0240-23-6106	楡葉町木造住宅耐震診断者派遣事業	https://www.town.naraha.lg.jp	耐震化	その他	<p>対象となる木造住宅へ診断者を派遣する</p> <p>○個人負担金 ・ 6,000円</p>	<p>【対象要件】</p> <p>町内に存する住宅及び所有者で以下の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建木造住宅
楡葉町		建設課	建築住宅係	0240-23-6106	楡葉町木造住宅耐震改修支援事業	https://www.town.naraha.lg.jp	耐震化	補助金	<p>診断の結果耐震基準を満たさない住宅に対し、耐震改修工事に要する費用を補助</p> <p>○町から町民への補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般耐震改修工事・現地建替 事業費1/2以内 上限1,150,000円 ・ 簡易・部分耐震改修工事 事業費1/2以内 上限690,000円 	<p>【対象要件】</p> <p>耐震診断を受け上部構造評点が1.0未満であった木造住宅を改修</p>
楡葉町		建設課	建築住宅係	0240-23-6106	楡葉町ブロック塀等除却・改修助成事業	https://www.town.naraha.lg.jp	耐震化	補助金	<p>基準に満たないブロック塀において、除却や改修に要する費用を補助</p> <p>○町から町民への補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除却 事業費に1/1を乗じた額で375,000円以内か施工延長に20,000円をかけた額の少ない方 ・ 改修 事業費に1/2を乗じた額で375,000円以内か施工延長に20,000円をかけた額の少ない方 	<p>【対象要件】</p> <p>除却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震基準を満足していない ・ 既存不適格 <p>改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震基準を満足していない ・ 既存不適格 ・ 避難路に面している
楡葉町		建設課	建築住宅係	0240-23-6106	赤粉分譲地町外移住者住宅取得奨励金事業	https://www.town.naraha.lg.jp	その他	補助金	<p>町で分譲した赤粉分譲地に、住宅を新築した町外世帯に対し奨励金を交付</p> <p>奨励金額：100万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤粉分譲地に新築した世帯 ・ 対象世帯：町外に住民票を有する世帯
楡葉町		建設課	建築住宅係	0240-23-6106	楡葉町空き家改修支援事業	https://www.town.naraha.lg.jp	空き家	補助金	<p>自ら居住するために必要となる空き家の改修等に対し補助するもの。</p> <p>①改修 対象経費の1/2以内かつ1,800千円</p> <p>②ハウスクリーニング・残置物処分 対象経費の1/2以内かつ360千円</p> <p>③地域活性化加算額 上限額は700千円</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住者（県外から町内） ・ 子育て世帯（18歳未満の就労していない子どもがいる世帯） ・ 新婚世帯（婚姻の届け出から5年以内の夫婦） ・ 被災者世帯（東日本大震災等により当時被災した世帯）
楡葉町		建設課	建築住宅係	0240-23-6106	楡葉町特定空き家等除却事業補助金要綱	https://www.town.naraha.lg.jp	空き家	補助金	<p>特定空き家を除去するものに対し補助金を交付するもの。</p> <p>【補助金額】</p> <p>補助対象経費の2分の1で100万円以内</p>	<p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書等に所有者として登録されているもの ・ 非課税のもの
楡葉町		建設課	建築住宅係	0240-23-6106	楡葉町合併浄化槽設置整備事業	https://www.town.naraha.lg.jp	環境対策	補助金	<p>合併処理浄化槽を設置する者に対し費補助</p> <p>5人槽 332,000円</p> <p>6～7人槽 414,000円</p> <p>8～10人槽 548,000円</p> <p>11～20人槽 939,000円</p>	<p>【対象区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水認可区域外
楡葉町		保健福祉課	社会福祉係	0240-23-6102	楡葉町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業（住宅改修支援事業）	https://www.town.naraha.lg.jp	バリアフリー化	補助金	<p>バリアフリー改修工事をした費用の9割を助成。</p>	<p>【対象者】</p> <p>60歳以上で身体機能の低下化により住宅改修が必要と認められる方。※介護保険の住宅改修対象者を除く</p> <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの取付 ・ 段差の解消 ・ 床・通路面の材料の変更 ・ 引き戸等への扉の取り替え ・ 様式便器等への便器の取り替え ・ 上記に付帯する工事

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
檜葉町		建設課	建築住宅係	0240-23-6106	檜葉町子育て世帯等住宅取得奨励金事業	https://www.town.naraha.lg.jp	住宅新築・取得	補助金	町内に住宅を新築された方や建売新築住宅を購入された方。 奨励金額…100万円/戸	子育て世帯又は若年夫婦世帯 ※子育て世帯…18歳以下の子とその親、又は妊婦がいる世帯 ※若年夫婦世帯…夫又は妻のいずれかが40歳未満
富岡町		地域創生課	とみおか暮らし推進係	0240-22-9009	富岡町定住化促進対策住宅助成金	https://www.tomioka-town.jp/seshiki/toshi-seibi/1632.html	住宅新築・取得	補助金	富岡町に住所を有する方、または有しようとする方が町内に住宅の取得、またはリフォームするために要する経費を助成 対象経費の15%かつ最大300万円	【対象者】 ・対象住宅に10年定住する者 ・住宅の持分を2分の1以上有する者 ・住宅の固定資産税の納税義務者となること ・町税等の滞納が無いこと 【対象経費】 住宅の取得、リフォーム
川内村	-	総務課	企画政策係	0240-38-2111	来てかわうち住宅取得支援事業	https://www.kawauchimura.jp/page/page001066.html	住宅新築・取得	補助金	○新築住宅購入補助 新築にかかる建築工事費（倉庫・駐車場・フェンス・門扉等の住宅本体以外にかかる費用及び他の補助金にかかる工事費を除く）が1000万円以上の事業に対して新築住宅の取得費用を補助。上限200万円（1,000円未満切り捨て） ○中古住宅購入補助 中古住宅を取得した方を対象として、取得費用の一部を補助。上限70万円（1,000円未満切り捨て） 加算要件あり 45歳未満または新婚世帯加算 10万円 子育て加算 10万円 就業または雇用の促進に関する加算 10万円 地域産業の活性化に関する加算 10万円 ○増改築費用補助 増築または改築にかかる建築工事費（倉庫・駐車場・フェンス・門扉等の住宅本体以外にかかる費用及び他の補助金にかかる工事費を除く）が300万円以上の事業に対しての補助上限70万円（1,000円未満切り捨て）	1. 新規取得した住宅の所有者 2. 対象となる住宅に5年以上定住の意志がある方 3. 補助対象者とその同居する世帯員が、対象となる住宅の所在地に住民登録をしていること 4. 市町村税等の滞納がないこと 5. 行政区及び集落にそれぞれ加入し、地域の行事に積極的に参加する意志がある方 6. 対象住宅に2人以上の補助対象者がいる場合は、補助金の申請ができるのはどちらか一人とします 7. 補助金の交付は、対象住宅の取得につき1回に限りです
大熊町		生活支援課	移住定住支援係	0240-23-7456	来て「おおくま」住宅取得支援制度	town.okuma.fukushima.jp	住宅新築・取得	補助金	【補助額】 ○町の補助額は以下 ・新築住宅 420万円 中古取得 120万円 修繕 250万円 ※以下経費を除く ・土地取得費 ・外構工事等に要する経費 ・併用住宅における住宅部分以外に係る経費 ・国又は地公団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費 ・修繕に要する経費のうち30万円 ※上記の額と県事業補助額との合算が移住者への補助額（ただし、住宅取得等に係る経費の1/2以内）	【対象者】 ○以下の対象者を補助する ・対象住宅を自ら居住するために取得した移住者 ・対象住宅を5年以上定住する者 【対象経費】 ・住宅取得等
大熊町		生活支援課	移住定住支援係	0240-23-7456	住宅取得等支援事業	town.okuma.fukushima.jp	住宅新築・取得	補助金	【補助額】 ○町の補助額は以下 ・新築住宅800万円 新築ZEH1,300万円 中古取得300万円 修繕450円 ・中古取得と修繕の併用650万円 ※以下経費を除く ・土地取得費 ・外構工事等に要する経費 ・併用住宅における住宅部分以外に係る経費 ・国又は地公団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費 ・修繕に要する経費のうち30万円	【対象者】 ○以下の対象者を補助する ・対象住宅を自ら居住するために取得した帰還者 ・対象住宅を5年以上定住する者 【対象経費】 ・住宅取得等
大熊町		生活支援課	移住定住支援係	0240-23-7456	大熊町戸建賃貸住宅修繕等補助金	town.okuma.fukushima.jp	空き家	補助金	【補助額】 ○町の補助額は以下 ・戸建住宅修繕 300万円（ただし、住宅修繕に係る経費の1/2以内）	【対象者】 ○以下の対象者を補助する ・対象住宅の修繕等をし、賃貸する事業者 【対象経費】 ・戸建賃貸住宅修繕等
大熊町		生活支援課	移住定住支援係	0240-23-7456	大熊町民間賃貸住宅建設補助金	town.okuma.fukushima.jp	住宅新築・取得	補助金	【補助額】 ○町の補助額は以下 （1戸あたりの賃貸住宅建設に係る経費の1/2以内） ・戸建住宅（床面積61平方メートル以上） 町外事業者400万円 町内事業者600万円 ・集合住宅（床面積50平方メートル以上60平方メートル以下） 町外事業者250万円 町内事業者375万円 ・集合住宅（床面積61平方メートル以上） 町外事業者300万円 町外事業者450万円	【対象者】 ○以下の対象者を補助する ・対象住宅を建設し、賃貸する事業者 【対象経費】 ・賃貸住宅建設
双葉町		復興推進課		0240-330127	来て「ふたば」住宅取得支援事業	https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/10274.htm	住宅新築・取得	補助金	【補助金の額】 補助対象経費の1/2 最大150万円 ※福島県「来てふくしま住宅取得支援事業」に該当する場合は加算あり	【対象者】 ・双葉町に転入した日から5年以内の移住者 【対象経費】 ・住宅の取得費、取得した住宅のリフォーム経費 ※土地取得費、外構工事費、既存物の除去、登記経費、消費税等を除く 【対象住宅】 ・戸建住宅は、延床面積が一般型誘導居住面積水準を満たすもの（単身者55㎡、世帯25㎡×世帯人数（別途基準あり）+25㎡） 集合住宅は、都市居住型誘導居住面積水準を満たすもの（単身者40㎡、世帯20㎡×世帯人数（別途基準あり）+15㎡） ※旧耐震基準（S56.5.31以前）の中古住宅は要耐震診断

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
双葉町		復興推進課		0240-330128	双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援	https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/10187.htm	省エネルギー化	補助金	(1) 住宅用太陽光発電システム 最大16万円まで補助 ※1キロワットあたり4万円(上限4キロワット) (2) 住宅用蓄電池システム 最大20万円まで補助 ※1キロワットアワーあたり4万円(上限5キロワットアワー) (3) V2Hシステム 最大10万円まで補助 ※設置費用の2分の1が上限 ※パワーコンディショナ内蔵型の場合、パワーコンディショナは対象外 ※申請は、補助対象機器ごとに住宅1戸または1世帯につき1回に限りです。 ※過去に町から補助金の交付を受けている機器は対象外です。	申請は補助対象機器ごとに住宅1戸または1世帯につき1回に限りです。 ※過去に町から補助金の交付を受けている機器は対象外です。 【対象区域】 町内の避難指示解除区域および特定復興再生拠点区域 【対象住宅】 次の区分に応じた期間に補助対象機器を設置する住宅(※) (1) 避難指示解除区域 令和2年3月4日以降及び令和4年8月30日以降 (2) 特定復興再生拠点区域 平成29年9月15日以降 ※住宅に付随する建物や住宅の所在する敷地に補助対象機器を設置する場合を含む。 【対象者】 次のすべてを満たす方 (1) 申請期間の末日までに対象住宅に補助対象機器を設置する方 (2) 申請期間の末日までに電力会社と電力需給契約を締結する方 (3) 町税等の滞納がない方
双葉町		健康福祉課	福祉介護係	0244-33-0131	双葉町高齢者等快適住宅改修助成事業	https://www1.g-reiki.net/futaba/reiki_honbun/c585SRG00000558.html	バリアフリー化	補助金	在宅の高齢者及び心身に障害を有する者がいる世帯に対し、介護予防の観点から自宅での転倒防止等のため、住宅改修の費用を助成 助成額は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の在宅の対象者が利用する部分の住宅改修に要する対象経費の10分の9以内(ただし、その額が18万円を超えるときは、18万円)	【対象住宅】 ・本町の区域内にある住宅 【対象者】 (1) 介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けていない65歳以上の者がいる世帯。 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けているものであって、その障害程度等級が1級又は、2級のもので日常生活を営む上で介助を要する者がいる世帯。 (3) 福島県療育手帳制度要綱(昭和49年児第15号福島県厚生部長通知)に定める療育手帳の交付を受けているものであって、その障害程度がAのもので日常生活を営む上で介助を要する者がいる世帯。 (4) 市の他特に町長が必要と認めた世帯。 【対象経費】 ・玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の在宅の対象者が利用する部分 ※当該対象者向けに実施する改修に限るものとする。
双葉町		建設課	建設係	0240-33-0129	双葉町合併処理浄化槽設置事業補助金	https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/9840.htm	環境対策	補助金	合併処理浄化槽の設置に要する費用を助成する【補助金限度額】5人槽 332,000円、6~7人槽 414,000円、8~10人槽 548,000円 ※双葉町都市計画下水道事業の事業計画の変更により令和元年11月19日付にて除外された区域の居住者で、かつ、同事業計画の受益者負担金を全額負担した者が設置する浄化槽については上記限度額によらず、町長が認める額	【対象】 個人 【要件】 双葉町都市計画下水道事業の区域外に設置するもので、昭和63年建設省告示第342号の構造基準に定められ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽
双葉町		住民生活課	帰町準備係	0240-33-0126	双葉町住宅清掃費補助事業	https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/item/13580.htm	その他	補助金	平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い避難指示が継続していることで、長期間にわたり維持管理が出来ず汚損等の被害が生じた町内に所在する住宅の清掃に要する経費を支援するもの。 【補助額】 上限額300千円(300千円を下回る場合は、その額を上限額とする。)	【対象者】 ①東日本大震災発生時、双葉町に居住していた者で、再び当該住宅に居住しようとする者 ②町税等の滞納がない者 【対象住宅】 ①避難指示が解除された区域に所在する住宅 ②特定復興再生拠点区域に所在する住宅 【対象経費】 ・清掃業者に依頼して行う住宅の屋内の清掃に要する費用(清掃と同時に実施した改修、修繕、補修等がある場合は、清掃に係る分として認定した費用に限る。)
浪江町	教育委員会事務局	教育総務課	子育て支援係	0240-34-0252	浪江町子育て支援家賃補助金制度	https://www.town.namie.fukushima.jp/sos-hiki/12/19831.html	住宅取得・改修	補助金	町内における子育て世帯の定住を目的とし、町内の賃貸住宅に入居する子育て世帯に対して家賃の一部を補助する。 家賃の月額から勤務先の住宅手当等を差し引いた額の2分の1以内を補助。上限は月額3万円。	浪江町に住民登録があり、高校を卒業するまでの賃貸住宅(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にいる者)と町内の賃貸住宅に同居、養育し、家賃を支払っている世帯 ※社宅、官舎、寮等の給与住宅や2親等以内の親族が所有する住宅に入居している場合は対象外。 ※公的機関による他家賃補助制度に申請し、助成の対象となっている場合は対象外。
浪江町		観光移住課	移住推進係	0240-23-5764	浪江町移住者向け住宅支援事業補助金		住宅取得・改修	補助金	町内不動産事業者の管理する賃貸物件に入居する町外からの移住者に対して家賃の一部を補助し、移住・定住を促進する。 ①月額家賃のうち37,000円を超える金額について最大4万円補助 ②最長24カ月	次のすべてを満たすものを対象とする。 ①平成23年3月11日時点で浪江町に住所を有していない者 ②令和7年4月1日から令和8年3月31日までに浪江町に転入した者 ③転入後、5年以上の定住が誓約できる者 ④相双方において就業または起業する者(転勤等は除く。) ⑤不動産管理業を営む町内事業者又は不動産流通4団体に加盟して不動産管理業を営む事業者が管理若しくは仲介する町内の民間賃貸住宅に入居する人 ⑥他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 ⑦本人及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がないこと。 ⑧浪江町暴力団排除条例(平成26年浪江町条例第1号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当しないこと。
浪江町		観光移住課	移住推進係	0240-23-5764	浪江町移住者住宅取得事業補助金		住宅取得・改修	補助金	浪江町へ新規転入に伴う住宅取得(建築又は購入)を支援し、町内への移住・定住を促進する。 ①基礎補助額:160万円 ②加算補助額:1件につき、15万円を加算して補助する。 [加算条件] (1) 子育て世帯又は若年夫婦世帯であること (2) 補助対象者及び世帯構成員のいずれかが町内事業所等に就業していること (3) 町内に本店又は支店を有する事業者が建築工事を請け負い、住宅を新築すること	次のすべてを満たすものを対象とする。 ①平成23年3月11日時点で浪江町に住所を有していない者 ②平成29年3月31日以降に浪江町に転入し、住宅の新築又は購入をした者 ③補助対象者及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がないこと ④暴力団(某両団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)でない者 ⑤住民基本台帳に登録され、生活の実態があり、継続的(概ね5年以上)に居住する者 ⑥世帯員数に応じて戸建て住宅の一定以上の延べ面積があること。 ⑦補助対象となる住宅を取得した日から起算して4年以内に交付申請した者

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件	
浪江町		観光移住課	移住推進係	0240-23-5764	浪江町空き家改修等支援事業補助金		空き家の改修、ハウスクリーニング、残置処分及び空き家の除却	補助金	<p>主な要件</p> <p>○補助対象者：空き家の所有者又は賃借者</p> <p>①移住者</p> <p>②子育て世帯</p> <p>③新婚世帯</p> <p>④避難者</p> <p>⑤既空き家居住者</p> <p>○補助対象物件：自ら居住するために新たに購入又は賃借した空き家</p> <p>○補助内容：空き家の改修、ハウスクリーニング、残置処分、除却費用</p>	<p>①空き家の改修 対象経費の1/2（最大180万円）</p> <p>②ハウスクリーニング、残置処分 対象経費の1/2（最大36万円）</p> <p>③地域活性化加算額（3要件）</p> <p>1要件毎に10万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 要件1 子育て世帯又は新婚世帯 要件2 補助対象者又は世帯構成員が町内の事業所に就業 要件3 町内の事業者が建築工事を請け負い、改修する場合 <p>④空き家の除却 工事費の1/2（最大96万円）</p>	
浪江町		住宅水道課	料金会計係	0240-34-0234	浪江町合併浄化槽設置整備補助	https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/21106.html	環境対策	補助金	<p>合併浄化槽の設置に要する費用を助成する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>5人槽 332,000円</p> <p>6~7人槽 414,000円</p> <p>10人槽以上 548,000円</p> <p>浄化槽撤去 45,000円</p> <p>※撤去費用については、単独槽及び汲みとり槽を撤去し、新たに浄化槽を設置する場合</p> <p>宅内配管工事費 300,000円</p> <p>※既存住宅の水回りのリフォーム等により単独処理浄化槽を合併浄化槽へ転換する場合</p>	<p>以下の条件</p> <p>(1) 個人</p> <p>(2) 建築基準法及び浄化槽法に基づく届出を行い設置する浄化槽であること</p> <p>(3) 販売目的で浄化槽を設置するものでないこと</p> <p>(4) 住宅を借りている場合、賃貸人の承諾を得られていること</p> <p>(5) 浄化槽を継続的に使用するもの</p> <p>(6) 補助事業期間内に浄化槽を設置するもの</p> <p>(7) 登録浄化槽工事業者の設置した浄化槽であること</p>	
浪江町		住宅水道課	住宅係	0240-34-0232	浪江町木造住宅耐震診断者派遣事業			耐震化	その他	<p>昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断に専門家を派遣する。</p> <p>※派遣費用は町が負担（別途6千円の自己負担あり）</p>	<p>次のすべての要件を満たす住宅</p> <p>①町内にあり、所有者が自ら暮らす住宅</p> <p>②所有者が町税等を滞納していないこと</p> <p>③昭和56年5月31日以前に工事に着手した戸建て住宅</p> <p>④在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅</p> <p>⑤過去にこの事業による診断を受けていない住宅</p>
浪江町		住宅水道課	住宅係	0240-34-0232	浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金			耐震化	補助金	<p>木造住宅の耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅の耐震改修費用を補助する。</p> <p>①一般耐震改修工事 対象工事費の80%かつ最大115万円まで</p> <p>②簡易耐震改修工事 対象工事費の80%かつ最大69万円まで</p> <p>③部分耐震改修工事 対象工事費の80%かつ最大69万円まで</p> <p>④現地建替工事 対象工事費の80%かつ最大115万円まで</p>	<p>次のすべての要件を満たす住宅</p> <p>①町内にあり、所有者が自ら暮らす住宅</p> <p>②所有者が町税等を滞納していないこと</p> <p>③昭和56年5月31日以前に工事に着手した戸建て住宅</p> <p>④在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅</p> <p>⑤耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅</p> <p>⑥補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了する住宅</p> <p>⑦建築基準法等法令に違反していない住宅</p> <p>⑧過去にこの事業による補助金の交付を受けていない住宅</p>
浪江町		住宅水道課	住宅係	0240-34-0232	浪江町危険ブロック等撤去支援事業補助金			耐震化	補助金	<p>地震による道路に面する危険ブロック塀等の倒壊被害を未然に防止し、町民生活の安全と安心を確保するため、危険ブロック塀等の撤去に要する経費に対し、補助金を交付します。</p> <p>補助金額は対象工事に係る経費の3分の2以内かつ、10万円を上限とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>①対象となる危険ブロック塀等 コンクリートブロック造、れんが造その他これらに類する構造の塀及び門柱のうち、道路等（※）に面し、かつ道路等の路面から高さが80センチメートル以上で、傾斜、ひび割れ等があり、倒壊するおそれがある状態のものをいう。</p> <p>※建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路その他一般交通の用に供されている道をいう。</p> <p>②危険ブロック塀等の撤去 危険ブロック塀等の基礎までを含め又は基礎以外の部分を解体し撤去することをいう。</p>
浪江町		住宅水道課	住宅係	0240-34-0232	浪江町既存住宅状況調査技術者派遣事業			その他	その他	<p>原発事故による避難以降居住していない個人住宅の状況調査に技術者を派遣する。</p> <p>①15万円まで町が負担</p>	<p>次のすべての要件を満たす住宅</p> <p>①町内にある平成23年3月11日以前に建築された戸建て住宅</p> <p>②平成23年3月11日以降、何人も居住していない住宅</p> <p>③所有者が帰還し居住する、又は賃貸する若しくは売却する予定の住宅</p> <p>④申請者に町税等の滞納がない住宅</p> <p>⑤過去にこの事業による技術者の派遣を受けていない住宅</p>
浪江町		住宅水道課	住宅係	0240-34-0232	浪江町個人住宅再建支援事業補助金	https://cms2.town.namie.fukushima.jp/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=43019	その他	補助金	<p>町内にある個人住宅の新築・修繕・中古住宅購入などを行う所有者に対する補助</p> <p>①最大25万円</p> <p>※外構工事や家財の購入は対象外</p>	<p>次のすべての要件を満たす住宅</p> <p>①町内に住所を有する者が所有する個人住宅</p> <p>②避難指示が解除された区域または特定復興再生拠点区域内にある住宅</p> <p>③平成25年4月1日（特定復興再生拠点区域は平成29年12月22日）以降に実施した再建工事であること</p> <p>④申請者に町税等の滞納がないこと</p> <p>⑤過去にこの補助金を受けていないこと</p>	

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
浪江町		住宅水道課	住宅係	0240-34-0232	浪江町住宅清掃費補助金	https://cms2.town.nmie.fukushima.jp/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=43136	その他	補助金	町内にある個人住宅の清掃を清掃業者を利用して清掃を行う所有者に対する補助 ①最大15万円 ※個人で行った清掃は対象外	次のすべての要件を満たす住宅 ①平成23年3月11日に居住していた方が、再び居住しようとして清掃を行う住宅 ②清掃業者を利用して清掃した住宅 ③避難指示が解除された区域または特定復興再生拠点区域内にある住宅 ④平成25年4月1日（特定復興再生拠点区域は平成29年12月22日）以降に行った清掃が対象 ⑤申請者に町税等の滞納がないこと ⑥過去にこの補助金の交付を受けていない住宅
浪江町		住宅水道課	住宅係	0240-34-0232	浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金	https://cms2.town.nmie.fukushima.jp/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=43024	再生エネルギー化	補助金	町内の住宅等に再生可能エネルギー設備等（自家消費用）を設置する者に対する補助 ①太陽光発電システム 最大16万円（4万円/kW） ②HEMS 最大30万円（補助率1/2） ③蓄電池 最大30万円（3万円/kWh） ④V2Hシステム 最大30万円（補助率1/2）	次のすべての要件を満たす設備等 【共通要件】 ①自家消費用であるもの ②未使用品であるもの ③避難指示が解除された区域または特定復興再生拠点区域内にある住宅等に設置するもの ④平成25年4月1日（特定復興再生拠点区域は平成29年12月22日）以降に設置するもの ⑤申請者に町税等の滞納がないもの ⑥過去にこの補助金の交付を受けた機器でないもの 【太陽光発電システム】 ①10kW未満のもの 【HEMS】 ①「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの 【蓄電池】 ①定置用のリチウムイオン蓄電池であるもの ②蓄電容量が10kWh未満のもの 【V2Hシステム】 ①（一社）次世代自動車振興センターに登録されているもの又は（一社）CHAdeMO協議会の承認を受けているもの
浪江町		住宅水道課	住宅係	0240-34-0232	浪江町自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金	https://cms2.town.nmie.fukushima.jp/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=39291	再生エネルギー化	補助金	町内の住宅等に自家消費型発電設備を設置する者に対する補助 ※非FITの設備に限ります。設置公示前の申請が必要です。 ①太陽光発電システム 最大44万円（11万円/kW） ②蓄電池 最大77万円（7.7万円/kWh）	※事前申請が必要な制度ですので、対象要件の詳細については町HPや電話等で必ずご確認ください。
浪江町		住宅水道課	住宅係	0240-34-0232	浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金	https://cms2.town.nmie.fukushima.jp/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=43023	その他	補助金	町内の住宅等の鳥獣被害対策費用の補助 ①最大10万円 ※上限に達するまで複数回申請可 ※農地や家庭菜園のみの対策は対象外	次のすべての要件を満たす被害対策 ①住宅等の建物またはその建物と一体となって対策可能な土地の被害対策であること ②新たに購入した資材の購入費、資材の設置費用、有害鳥獣の駆除費用であること ③平成25年4月1日以降に実施した対策であること ④申請者に町税等の滞納がないこと
葛尾村		住民生活課	住民生活係	0240-29-2112	葛尾村合併処理浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	・5人槽：442,000円 ・6～7人槽：566,000円 ・8人槽以上：877,000円	居住を目的とした住宅（店舗との併用住宅にあっては住宅部分の床面積が1/2以上であること）に合併浄化槽を設置しようとする者。ただし、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するものであって、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合する浄化槽を設置しようとする者に限る。
葛尾村		地域振興課	地域整備係	0240-29-2113	葛尾村木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	補助金	・耐震診断事業個人負担金：6,000円	(1) 所有者が自ら居住する住宅（用途が住居以外の独立した物置等は除く） (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。） (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による3階建て以下の住宅 (4) 過去にこの事業による耐震診断を受けていない住宅 (5) 市町村税を滞納していないこと。
葛尾村		地域振興課	地域整備係	0240-29-2113	葛尾村木造住宅耐震改修事業		耐震化	補助金	木造住宅の耐震改修工事費の一部を助成する。 ・一般耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ100万円以内の額 ・簡易耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ60万円以内の額 ・部分耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ60万円以内の額	(1) 所有者が自ら居住する住宅（用途が住居以外の独立した物置等は除く） (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。） (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による3階建て以下の住宅

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
葛尾村		総務課	復興推進室	0240-23-5200	葛尾村住宅用再生可能エネルギー設備設置費補助金		省エネルギー化	補助金	<p>【設備名(補助率:補助上限額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電設備(最大出力(kW)×10万円:50万円) ※定格出力10kW未満の設備が対象 ・蓄電池設備(1/2:50万円) ・電気自動車(1/10:30万円) ・電気自動車等充電設備(1/4:15万円) ・太陽熱利用設備(1/2:50万円) ・風力・小水力発電設備(1/2:30万円) ・バイオマス燃料ストーブ設備(1/2:30万円) ・地中熱利用設備(1/4:50万円) 	葛尾村に住所を有し、交付対象設備を村内の住宅に設置し自ら居住又は使用しようとする個人(当該住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)で以下(1)のいずれかに該当し、以下(2)のいずれにも該当しない者。 (1)・交付対象機器を既存住宅又は新築住宅に設置しようとする者 ・交付対象機器が設置された新築住宅を購入する者 (2)・借りている住宅に設置する者(電気自動車の場合を除く。) ・村税等を滞納している世帯の者(生計を同一にするものを含む) ・補助金の交付を設備ごとに2回受けている者 ・その他村長が補助金を交付することが適当でないとする者
葛尾村		総務課	総務企画係	0240-29-2111	「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金	https://www.katsura-o.org/soshiki/1/kikaku-jutakusuyotoku.html	住宅新築・取得	補助金	<p>○新築又は取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本額 取得費の1/2 最大70万円 ・加算額 取得者が40歳未満の場合 10万円 子育て世帯 10万円 婚姻後3年未満の世帯 10万円 	村に5年以上定住する意志を持ち、補助対象住宅を取得する者で、次のいずれにも該当する者。 (1) 補助対象住宅に自ら居住する県外移住者であること。 (2) 当該補助対象住宅の所有者が2人以上の場合には、所有権保存の登記において、補助対象者の共有持分が2分の1以上であること。 (3) 事業完了日の属する年度の翌年度から5年間以上継続して、補助対象住宅に定住すること。 (4) 定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に、契約日以前の期間が原則として1年以上記録されていること。ただし、契約日前に移住準備等のため村内に定住した場合は、転入の届出日から契約日までの期間が1年未満であり、かつ、定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。
新地町		都市建設課	住宅都市整備係	0244-62-2113	高齢者にやさしいすまいづくり助成事業		バリアフリー化	補助金	該当住宅改修に要した費用の額に100分の90を乗じて得た額とし18万円を限度とする。	助成対象とする住宅改修は、介護保険法第45条に規定する住宅改修とする。 60歳以上の高齢者(介護保険法の規定により要介護又は要支援と認定されたものは除く)
新地町		都市建設課	住宅都市整備係	0244-62-2113	新地町木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	耐震診断者の派遣に要する額。(自己負担額6,000円)	対象用途:戸建(木造) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 過去にこの要領に基づく耐震診断を受けていない住宅 新地町に住民登録されている方 町内に自ら居住する住宅の所有者 町税を完納している方
新地町		都市建設課	住宅都市整備係	0244-62-2113	新地町木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	<p>木造住宅耐震改修費用の補助。耐震改修工事に要した田費用の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般耐震改修:1,000,000円を上限として、工事費用の1/2以内 ・簡易耐震改修:600,000円を上限として、工事費用の1/2以内 ・部分耐震改修:600,000円を上限として、工事費用の1/2以内 	対象用途:戸建(木造) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 平成17年7月1日付けの福島県木造耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていないもの(上部構造評点が1.0以上とすること) 新地町に住民登録されている方 町内に自ら居住する住宅の所有者 町税を完納している方 補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの
新地町		都市建設課	住宅都市整備係	0244-62-2113	新地町ブロック塀撤去支援事業		耐震化	補助金	危険ブロック塀の撤去補助として撤去費用の2/3の額。10万円を上限。	町内に存する危険ブロック塀等を所有していること 危険ブロック塀等:町内に存するブロック塀等で道路に面し、かつ道路等の路面から高さ1.2メートル以上で次のいずれかの状態のもの ア:傾斜、ひび割れ等があり、倒壊する恐れがある状態 イ:建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第61条又は第62条の8に規定する技術的基準に適合しない状態 町税(昭和29年新地町町税条例第3条に規定する町税をいう)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がないこと
新地町		町民生活課	生活環境係	0244-62-2116	合併浄化槽設置整備事業	https://www.shinchitown.jp/soshiki/6/gap-peisyorijokaso.html	環境対策	補助金	<p>合併処理浄化槽の設置に要する費用(単独処理浄化槽又はくみ取り便屋を完全に撤去するために必要な工事費用を含む)で、以下に定める額を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 5人槽 332,000円 2. 7人槽 414,000円 3. 10人槽 548,000円 	合併処理浄化槽を設置しようとするものに対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
新地町		企画政策課	政策推進係	0244-62-2112	「来てしんち」住宅取得支援事業		住宅新築・取得	補助金	新地町に移住し住宅を取得する子育て世帯又は新婚世帯の方に対し、住宅の建築又は建売住宅を購入した場合、経費の一部を補助するもので、最大100万円の補助。	令和4年1月1日以降に住宅の建築又は建売住宅を購入する契約を締結し移住すること。 住宅取得の契約日以前1年間本町に住民登録がなく、住宅取得の翌年度から3年以上継続して補助対象住宅に定住すること。 子育て世帯(中学生以下の子供を扶養している世帯。又は妊娠中の子がいる世帯)又は新婚世帯(夫婦の年齢の合計が90歳以下で婚姻後5年以内の世帯)であること。 世帯全員が町税等の滞納がなく、かつ暴力団員等でないこと。

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
新地町		都市建設課	住宅都市整備係	0244-62-2113	新地町屋根耐風改修促進事業		耐震化	補助金	1. 全面改修工事に係る経費の23%の額 2. 全面改修工事面積1平方メートルあたり5,520円を乗じた額 いずれか少ない方の金額を補助金として交付	1. 新地町の住民台帳に記録されており、対象住宅（自己の居住のように供するもの）を所有している者 2. 屋根が地震等で被災しており、新たに緊結した方法（国土交通省告示1435号により改正された規定に適合するもの）により全面改修（金属屋根やスレート等への全面改修も含む）を行う者 3. 町税等の滞納がない者
新地町		企画政策課	政策推進係	0244-62-2112	空き家リフォーム等支援事業		空き家	補助金	1. 空き家リフォーム費用の1/2以内、最大150万円 2. ハウスクリーニング費用：最大30万円 ○加算条件 1. 空き家バンクに登録されている空き家：20万円加算 2. 多子世帯（18歳未満の子供2人以上扶養している世帯）：20万円加算 3. 一定の広さ（誘導居住面積水準）を有する場合：20万円加算	基本要件 1. 「3ヶ月以上居住していない住宅」を取得した者 2. リフォーム等完了後、3年以上定住する者 補助対象者1～4のいずれかに該当するもの 1. 新婚世帯 福島県内に居住している、婚姻届出から5年以内で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯 2. 子育て世帯 福島県内に居住している、18歳未満の子供（妊娠中の子供も含む）を扶養している世帯 3. 移住者 福島県外から本町へ住民票を異動し、生活しようとする者（補助金交付申請の日から遡って、原則2年以内に県外から本町へ住民票を異動した者を含む） 4. 東日本大震災被災者・避難者等 ・町税等に滞納がない者 ・暴力団やその関係者でない者 ・3親等内の親族間での空き家の売買でない者
新地町		企画政策課	政策推進係	0244-62-2112	住宅用太陽光発電システム設置費用補助金		省エネルギー化	補助金	住宅用太陽光発電システムを設置した方に対して、設置費用の一部を予算の範囲内で交付する。 公称最大出力1kWあたり30,000円 ※4kW、120,000円が上限（千円未満は切り捨て） ※公称最大出力が10kW未満であること	基本要件 1. 町内に住民票がある方 2. 町内に自らが所有し、又は同居の親族等が所有する住宅であって、かつ、自己の居住に供する住宅に電力を供給する目的でシステムを設置した住宅を購入し、かつ、その建物の引渡しを受けた方 3. 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を結んだ方 4. 町税を滞納していない方 5. この補助金を受けたことがない方 6. 初期費用0円モデル及びびりーすによる設置を除く 7. 蓄電池は対象外 8. 未使用品であること
飯館村		健康福祉課	福祉係	0244-42-1633	介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給		バリアフリー化	補助金	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を支給。 20万円上限（1割が自己負担、一定以上の所得者は2割）	・要介護認定を受けた者 ・要介護1から5、要支援1及び2
飯館村		健康福祉課	福祉係	0244-42-1633	高齢者快適住まいづくり助成事業		バリアフリー化	補助金	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を支給。 ・介護保険受給者 上限30万円 ・その他 上限50万円	・要介護認定を受けた者 ・要介護1から5、要支援1及び2 ・60歳以上の高齢者で住宅改修が必要な者
飯館村		健康福祉課	福祉係	0244-42-1634	高齢者快適住まいづくり助成事業		バリアフリー化	補助金	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を支給。 ・介護保険受給者 上限30万円 ・その他 上限51万円	・要介護認定を受けた者 ・要介護1から5、要支援1及び2 ・61歳以上の高齢者で住宅改修が必要な者
飯館村		住民課	住民係	0244-42-1618	浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	○設置費 ・新設 5人槽⇒168,000円 7人槽⇒207,000円 10人槽⇒276,000円 ・転換 5人槽⇒332,000円 7人槽⇒414,000円 10人槽⇒548,000円 ○撤去 単独処理浄化槽⇒45,000円 汲取り便槽または合併処理浄化槽（被災）⇒30,000円	・新設：新築及び更地にした上での建て替えの場合及び転換に対象外の場合 ・転換：単独処理浄化槽又は汲取り便槽及び被災した合併処理浄化槽からの転換で、既存の建物の一部又は全部が残される場合
飯館村		村づくり推進課	企画定住係	0244-42-1622	飯館村移住定住支援事業	https://www.vill.iitate.fukushima.jp/site/iju/3782.html	その他	補助金	村内への移住者向けの補助事業 ①住宅新築時・大規模修繕時 最大500万円補助（新築）、最大400万円（大規模修繕） ②空き家購入時 最大200万円補助 ③住宅修繕補助金 最大100万円補助	次の①～⑤の要件をすべて満たしている方 ①平成23年3月11日時点で飯館村に住民票がない方 ②平成29年3月31日以降に飯館村に住民票を移した方 ③村に定住する意思のある方（転動等で一時的に村に居住する方は対象外） ④移住前の住所地において税金等を滞納していない方 ⑤本人および同居人が暴力団員・暴力団関係者でない方 ⑥大規模修繕は主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の1種以上について行う過半の修繕が対象